

関係団体 様

大阪府健康医療部長

新型コロナワクチンの接種に伴う副反応・健康被害救済制度等への対応について

平素より、本府の健康医療行政に御協力を賜り、御礼申し上げます。

新型コロナワクチンについては、令和6年度より定期接種として 65 歳以上の高齢者等を対象として実施頂いているところです。予防接種の副反応による健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく救済を受けることができます(健康被害救済制度)。医療機関においては、接種後に副反応を疑う症状を認めた場合は、適切に診察いただくとともに、必要に応じて「健康被害救済制度」を紹介いただきますようお願い申し上げます。

なお、大阪府では専門的な医療機関に円滑に受診できるよう、専門的な医療機関へ協力依頼を行っていますので、適宜ご活用下さい。

貴団体におかれましては、内容について御了知いただくとともに、管下の医療機関に対して周知をお願いいたします。

記

1. 健康被害救済制度について

健康被害救済制度については、予診時に予防接種の有効性・安全性等と共に説明を行うよう「定期接種実施要領」に記載されているところですが、接種後に副反応を疑う症状を認めた場合においても、適切に診察いただくと共に、必要に応じて健康被害救済制度を紹介いただきますようお願い申し上げます。また、健康被害救済制度の申請においては、診療録等が必要となることから、申請者から請求があった場合は適切にご対応いただきますようお願い申し上げます。

国 HP: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_kenkouhigaikyusai.html

2. 専門的な医療機関について

大阪府では必要に応じて専門的な医療機関で円滑に受診できるよう、専門的な医療機関へ協力依頼を行っています。協力先は別添1に記載しておりますので、適宜ご活用ください。なお、協力先は一般には公開しておりませんので、取扱いにはご注意ください。

3. その他

大阪府のホームページには、ワクチンの有効性や安全性に関する情報を掲載していますので、適宜ご参照ください。

府 HP: <https://www.pref.osaka.lg.jp/0100050/kansenshoshien/covid-19vaccine/index.html>

大阪府健康医療部保健医療室

感染症対策課 防疫 G

電話: 06-6941-0351

Mail: vaccine-g00@gbox.pref.osaka.lg.jp